

FORUM

Vol.30

大阪府立大学
高等教育開発センターニュース
「フォーラム」

第 30 号

CONTENTS

巻頭言 2

学術情報センター図書館長・学長特別補佐
萩原 弘子

コラム 3

大学職員研修の義務化

高等教育開発センター主任 深野 政之

授業報告 4

現代システム科学域・人間社会システム科学研究科
講師 山本 由美子

学生調査データ分析報告 5

「一年生調査2013年」と「上級生調査2015年」の結果分析(2)

FD セミナー報告 6

高等教育開発センター
特認助教 畑野 快

学生 FD スタッフ活動 7

編集後記 8



大阪府立大学
OSAKA PREFECTURE UNIVERSITY

巻頭言

● 学術情報センター図書館長・学長特別補佐

萩原 弘子

HAGIWARA HIROKO



萩原 弘子

HAGIWARA HIROKO

学術情報センター図書館長・学長特別補佐

神奈川県鎌倉に生まれる。1982年大阪女子大学学芸学部助手に着任して以来の大阪暮らし。2005年3大学統合以来、人間社会学研究科所属、現在は人間社会システム科学研究科教授。2009～12年人間社会学研究科長、2013～14年人文科学系長、2015年より標記の現職。専門は移民文化論、視覚芸術論、西洋思想史。

成績評価についての提言——学生からスマホで尋ねられたら

教員がつけた成績評価に、必ず学生が納得してくれるわけではない。いや学生にしてみれば、納得いかないことのほうが多いかもしれない。教員としては、評価の適切さと公正さを担保するために何をしたらよいのか、常に検討を続ける必要があろう。35年近く大学教員として成績評価を行なってきた、学生からの異議申し立てを受けた経験もある。その経験から、大学として整備すべきことがまだあると思うので、その点を書いておきたい。

15週の授業をする教員としては、学生に達成してほしいレベルをかなり高く設定してしまう傾向が私にはある。したがっていつも、適切なレベル設定を心がけている。2016年度からは大学として、シラバスに授業の達成目標と、それに連動する成績評価の方法を記載するようになった。それ以前から、成績評価基準はあらかじめ学生に告げていた。それに従って公正な評価をするべく、レポート、試験の採点にはかなりの時間を使っている。不合格にせざるを得ないケースについては、異議申し立てがされたときのために、評価の根拠としたエビデンスを揃えて準備しておく。

レポートを課した場合、特に大学レポート作成の初心者が多い教養科目では、昨今はネット情報からの引き写しがないかのチェックが欠かせない。むしろ授業でもネット情報とはどういうものか、大学レポートで何をどう書くべきかといったことは話している。適切な出典記載のない引き写し、あるいは出典記載があってもそもそも使えな

い情報の引用があれば、その箇所を指摘できるように、エビデンスとしてプリントアウトして用意している。

成績発表の時期が来て、学生が自分の成績に納得できないとき、近年はたいていスマホで尋ねてくる。なぜこういう評価になったのか説明を求める文面が多い。納得がいかなければ尋ねてくるのは当然である。特にD評価をもらった場合はそうだろう。むしろ評価者である私には評価には根拠があり、すぐに答えることができる。しかし私は、評価についてのメールでの問い合わせにメールでは答えない。成績評価は教員の公的職務として行なっているの、私信のかたちで成績評価について学生とやりとりするのは避けるべきだと考えている。学生には異議申し立て書を教育推進課に出してもらい、私はそれに対する回答書面にエビデンスを付けて同課に出す。もちろん、不当に低い評価だとする修正要求に合理性があれば、修正するにやぶさかない。実際に修正に至ったことはない。とにかく、私信で答えてしまうと、たとえ学生がそれで納得したとしても、教員の回答が適切なものだったかどうかの証人がいない。成績評価権は、公的なプロセスとして、異議申し立てに至るまで証人のいるなかで行使されるべきだ。異議申し立てとその回答は大学の記録に残し、学生の今後の学習に向けたよき指針が呈示されているかを点検できるようにし、以後近似の事例が出たときの参考にしていけることが肝要ではないだろうか。

大学職員研修の義務化

深野 政之

(高等教育開発センター主任)

2017 年 4 月より、大学職員が大学運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント；以下、SD）の機会を設けることが義務付けられることになった。2008 年の FD 義務化と同様、大学設置基準改正（以下、本改正）による大学等に対する義務規定である。

本改正までの大学設置基準における職員の規定は、第 41 条「大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設ける」だけであり、専門職集団である大学教員による団体自治の伝統のもとで、職員は大学運営や教育面に対して手も口も出すことを期待されず、また職員側も重要な判断や決定を教員の役割として責任を逃れてきた面もあった。

大学の自律的運営が求められる中で、また研究の高度化、学生の質の変化が進む中で、教員の業務多忙化が進み、大学の管理運営、教学支援、学生支援等に関する職員の役割拡大が課題とされるようになってきた。また事務組織は、大学における様々な政策決定に、これまで以上に関与する必要も出てきた。

教員と職員が互いの専門性や立場を尊重しつつ連携協力して大学の運営にあたる“教職協働”は、現場の必要に迫られる形で広がってきた。いわゆるキャリア教育では、2009 年時点で 6 割を超える大学で教員と事務職員の共同で提供されている（21 世紀大学経営協会、2010）。中央教育審議会大学分科会『大学のガバナンス改革の推進について』（2014 年 2 月審議まとめ）でも、「事務職員が教員と対等な立場での「教職協働」によって大学運営に参画することが重要」としている。

職員業務を事務処理型から、教員と協働して改革を進める戦略スタッフ型に転換する必要がある。これは中央教育審議会の答申だとか、文部科学省の省令だとかで強制されるから始めるものではなく、大学がそれを求め、教員も職員の役割拡大を求めている。高度専門職である大学教員と対等の立場で大学運営に参画するためには、職員の能力向上は不可欠である。

もとより一般企業や公務職場でも研修制度はあり、業務に関する自己研鑽も奨励されている。しかし一般社員（職員）に対する研修を法令で義務付けるようなことは無い。資格職でも無い大学職員（事務職員・技術職員）に対して、（大学等に対する機会提供義務だとは言え）研修を法令化するということは、事務処理能力の向上や業務知識の獲得を目的としているのではないだろう（もちろんそれも必要である）。先述の“審議まとめ”にも「企画力・コミュニケーション力・語学力の向上、人事評価に応じた処遇、キャリアパスの構築等について、より組織的・計画的に実行していくことが求められる。」とあるように、定形型ではない、人事処遇も含めた研修プログラムが求められている。

2018 年以降の 18 歳人口減少を見据え、職員が積極的に大学を動かしていく場面や領域が増えていくのは、大阪府立大学も例外ではない。

◆本改正において「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれるものとされているが、本稿での「職員」は教員以外の職員（事務職員、技術職員）を対象とした。

「研究公正」はどこに向かうのか

山本 由美子

(現代システム科学域・人間社会システム科学研究科 講師)

本学大学院共通教育科目としての「研究公正」の授業が今年度より展開されました。本科目は講義とグループワークからなり、高等教育推進機構および高等教育開発センターの構想と尽力によってあらかじめ大枠が定められたものです。春から夏にかけての多人数（受講登録院生 770 余名）を対象とした講義とグループワークのそれぞれの担当回を終え、若干の考察と今後の展望を自戒とともに記しておきたいと思います（表 1 参照）。

印象的なのは以下のことです。初回の講義後、ある院生がこういいました。「自分たちは院生で専門家なのだから、研究公正なんてものは、何も知らない一般市民に教えるべきだ」。別の院生は、あるときこう述べました。「自分の研究は人間とは関係ないので、研究活動に特別な不安はない」。さらに、他のある院生は、「TA（ティーチングアシスタント）の仕事があるので授業を欠席したい」と開講前に連絡してきました。果たして、院生たちにこのようにいわしめるものは何であるのでしょうか。

科学¹⁾に入り込んだ成果主義や組織体質はかねてより批判されてきました。大学や研究機関がもはや純粋に学問をすることではなくなくなってきたとみる向きもあります。日本では最近になって、研究公正あるいは研究倫理と呼ばれるあらたな「学問領域」が出現してきました。しかしこれは、もとはといえば、研究費の不正使用を問題視し研究者の研究不正行為を国家が監視しようとした米国式の取り締まりを下敷きとするものです。研究環境に内在している「不正行為が起こる背景²⁾」を問うことなしに、研究者個人に対してのみ、捏造、改ざん、盗用の禁止を声高に唱えるのでは立ち行かないのです。また、研究が不正であることの問題性を経済の視点で捉えたと方向性を見誤るでしょう。研究が不正であることの問題性は、なによりも、パブリッシュされる研究結果がもたらすことになる市民社会への影響と責任、科学の質の担保とい

う視点から厳しく指摘する必要があるのです。

ところで、科学のおもしろさというものが未知なるものごとの探究だとすれば、これほどわくわくするものはないでしょう。わくわくして眠れない（研究に行き詰まって眠れないことも含めて）というような体験を一度でもしたならば、科学が非科学的な指標や評価にさらされていくのを傍観してはいられないはずです。院生とは本来そのような体験をすべく大学院に来ているのです。どうか立ち止まって考えてほしいのです。先輩や指導者の顔色を窺いながら、与えられた作業を慣行のうちに「サクサク」とこなしてはいないか。そして、一般市民とは無知なのか、専門家とは何を意味するのか、人間と関係しない研究というものはありうるのか³⁾。

科学者や研究者の矜持というものとは数ヶ月で養成されるものではないし、筆者にそれを行う力量があるはずもないのです。それでも、わたしたちの科学がつまらないものにとって代わられる前に、わたしたちがしなければならぬことを伝えていきたいと考えています。授業で取り扱うのは、文理を問わず共通した基本的で最低限の事柄です。科目担当者の役割と責任は、これらを他人事ではなく自分にかかわるものとして、少しでも院生に響くよう「創意工夫」していくことであるとあらためて自覚しています。ゆめゆめ、研究領域ごとの研究公正チェックリストなるものの作成が要請され、それを提示する（上から与える）ことによって、院生をスポイルしてしまうことのないように。

- 1) 人文社会科学から自然科学までを含む。
- 2) 文部科学省による 2006 年の「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」より。
- 3) 外部から完全に遮断された空間において、研究者ひとりで自己完結するような研究であれば該当するだろう。

表 1 「研究公正」の授業構成概要

	大枠	取り上げた主な内容
第 1 回	研究不正の種類	科学論、研究不正の事件・背景・社会問題化、国内外の研究不正の定義・対応
第 2 回	データの管理	データとは、画像・実験データの信頼性、個人情報、I. C.、研究の商業化問題
第 3 回	利益相反・研究費の適切な使用*	大学を取り巻く環境の変化、利益相反とは、研究費とは、科研費の使用ルール
第 4 回	オーサiership*(研究発表倫理)	共著者の役割、不適切なオーサiership、不正の背景、二重投稿、R. Waste
第 5 回	人や動物を対象とした研究	人体実験と医学犯罪、ニュルンベルク裁判、vulnerable population、3Rs原則
第 6 回	社会と科学の関係	科学者と社会、科学と軍事、科学の両義性、原発と科学者、学問の自由と責任
第 7 回	確認テスト(マークシート/25分)	+記述式定期試験課題(15分/提出をもって可とする)
第 8 回	グループワーク(演習型/3時間)	事例ディスカッション・発表・全体討論

*学外講師

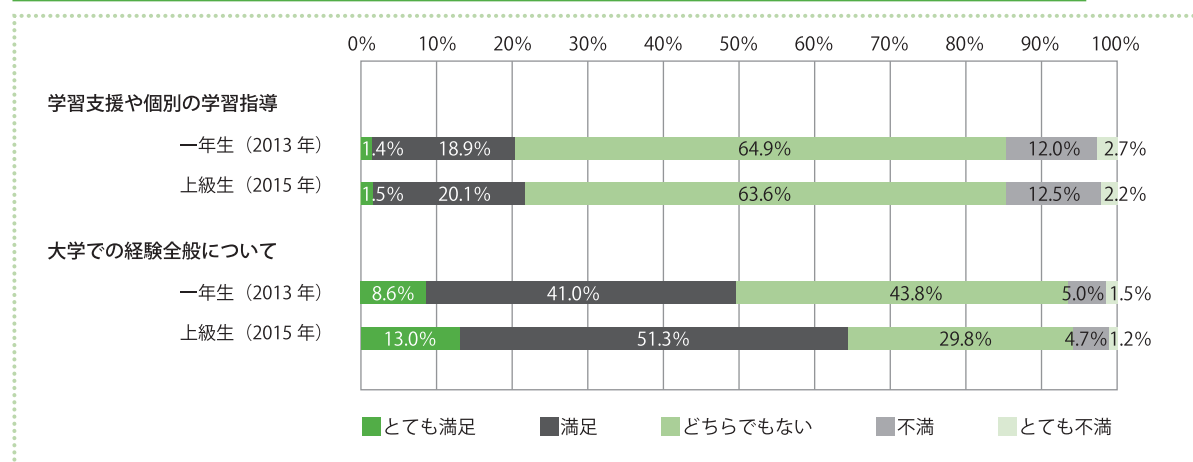
学生調査データ分析報告

「一年生調査 2013 年」と「上級生調査 2015 年」の結果分析（2）

本学では、大学運営や教育改革の効果を検証するために、全部局の1年生と3年生を対象に学生調査を行っています。アンケート調査では、学生それぞれに大学での学習状況と学生生活に関する満足度を自己評価してもらい、教育の成果を測定することになっています。

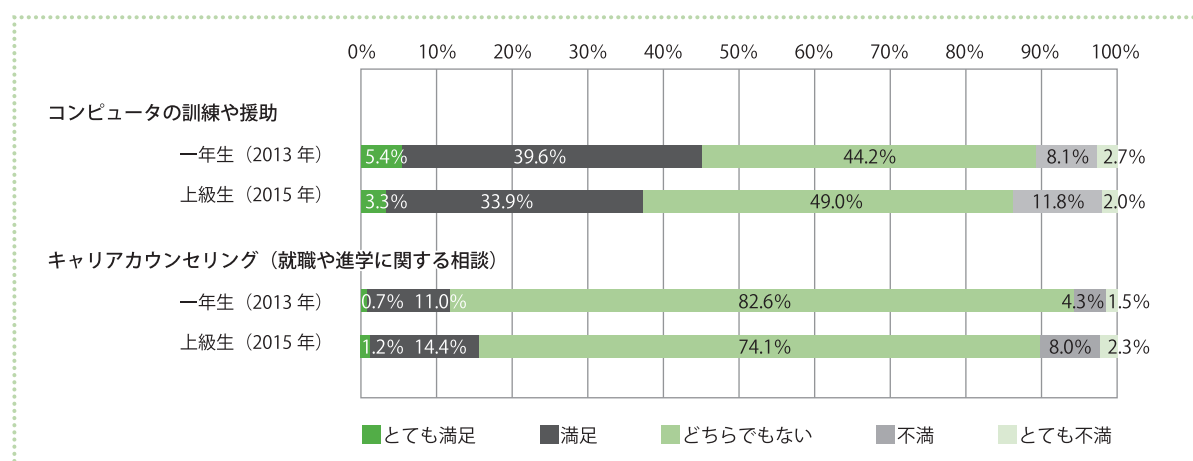
2013年11月に実施した一年生調査と、2015年10月に実施した上級生(3年生)調査の両方に回答した1052名のデータをマッチングして比較した結果の中から、本学の満足度について特徴的なデータを抜粋します。

Q16. 本学の教育内容・環境にどれくらい満足していますか。



“学習支援や個別の学習指導”について、満足度の変化は見られませんが、“大学での経験全般について”の満足度は増加しています。これは、“学習支援や個別の学習指導”を個々の授業での支援と捉えている可能性があり、“大学での経験全般について”は授業以外の部分も含めて評価しているためではないかと思われます。

Q17. 本学の設備や学生支援制度にどの程度満足していますか。



“コンピュータの訓練や援助”と“キャリアカウンセリング”について、一年生と上級生(3年生)で満足度に変化は見られません。学年を問わず大学として提供しているものであれば、特に差を感じないのかもしれませんが、“キャリアカウンセリング”の「どちらでもない」が多いのは、周知不足の可能性もあります。(深野)

「グループワークを豊かな学習活動とするために —ジグソー法の理論的背景とその活用—」

高等教育開発センター 特認助教 畑野 快

11月4日、静岡大学大学院教育学研究科の益川弘如先生をお招きし、大学教育再生加速プログラム（AP）事業の一環として「グループワークを豊かな学習活動とするために—ジグソー法の理論的背景とその活用—」が開催されました。近年のアクティブ・ラーニングの広がりによって、学生同士が授業時間内にディスカッションしたり、プレゼンテーションをする機会は増えています。確かに、これらのやり方は学生の満足度を高め、授業に対する動機づけを強くする一方で、彼らは授業で学ぶべき内容を本当に深く学んでいるのでしょうか。さらに言えば、なぜこのようなアクティブ・ラーニングが必要なのでしょう。本セミナーでは、益川先生がこれらの疑問に答える形で進みました。

まず、益川先生は学習指導要領の改訂・入試改革の動向を取り上げ、アクティブ・ラーニングが推進されてきた背景と課題について説明されました。次に、これまでの教授学習法が問題を解くテクニックを強調しがちであり、それでは学生は深く学ばないこと、また、学生が深く学ぶためには、問いが重要であり、学生が自分で問いを持つような授業デザインが重要であることを強調されました。これらの前提のもと、学生に深い理解を促す技法として「知識構成型ジグソー法」を紹介されました。知識構成型ジグソー法とは、学習者同士に悩み対話する建設的相互作用を創発させる教授学習法であり、主に以下の5つのパートに沿って進められます：①主課題の提示（与えた資料を基に解決してほしい問いの提示）、②エキスパート活動（担当資料を理解する・解く）、③ジグソー活動（担当資料を紹介し合い、主課題の解づくりに取り組む）、④クロストーク活動（主課題の解を発表し合い、全体で議論する）、⑤授業終了時の活動（主課題に対する解をもう一度一人でまとめる）。知識構成型ジグソー法は、学生が他者にわかったことだけを伝えるような「目標到達型アクティブ・ラーニング」ではなく、他者との相互行為を繰り返す中でわかる、わからないを体験する「目標創出型アクティブ・ラーニング」であり、そこでは目標を創出する過程において学生の学びが深化していくことを狙いとしています。そのため、知識構成型ジグソー法は単に型として用いるのではなく、そこで仕掛けられる問いが何よりも重要です。セミナーでは、歴史や生物の教材のもと、参加者が実際にジグソー法を体験し、その特徴と意義を体験しました（URL: <http://www.ap.osakafu-u.ac.jp/seminar/2016sem/1104fds/>）。

もちろん、知識構成型ジグソー法を導入すればよい、というわけではありません。知識構成型ジグソー法は、あくまで型であり、その本質は学生に投げかける問いにあるからです。知識構成型ジグソー法は魅力的な授業方法ではありますが、なぜ知識構成型ジグソー法を用いる必要があるのか、その活動を通して学生に何を学ばせたいのか。そのような問題意識を教員自身が持つことで初めてその効果を発揮するのです。



学生FDスタッフのこれまでの実施企画

生命環境科学域緑地環境科学類 2年生 松岡浩暉
現代システム科学域環境システム学類 2年生 Phan Uyên

学生 FD スタッフは、学生や教職員と交流しながら、大学での学生の「学び」がより良いものになるような企画を考え、実践しています。学生が求めている大学教育の在り方は、教職員が思うそれと違うことが多いです。その差を学生の視点からとらえ、学生の教育への意識と教職員の教育への意識を近づけることが私たちの目標です。私たちは次のような企画を実践しています。

学生課程相談会は、2年生以降に控える課程配属の際の選択の手助けになればと思い企画しました。授業等で各課程についての説明はあるものの、課程選択に際して1年生は不安や分からないことを抱えており、各課程に所属する上級生から直接話を聞き、また質問をする機会が必要であると思われます。右写真は課程相談会の様子ですが、このように実際にその課程を選んだ学生の意見が聞けるため、課程選択について悩んでいる人に課程を決める手がかりを作ることができたと思います。



教職員インタビューは、普段では知ることができない教職員の教育への考えを学生が知るきっかけになればと思い企画しました。右の写真は平成 26 年に生命環境科学域獣医学類東先生にインタビューしたときの様子です。学生に求められる主体的な学びについての話や先生自身の学生時代の話などお伺いすることができました。先生は私たちより先に学生であった「先輩」であるため、その先輩の経験談を聞くことは学生にとって有意義であると思います。



毎年開催している『しゃべり場～大学に来る意味って何だろう？～』では、「大学に来る意味ってなんだろう?」、「とりあえず大学に入ったけど、やりたいことが見つからない」といった悩みを参加者同士が話し合うことで充実した学生生活へのヒントを見つけてもらうための企画です。今年度の5月にも開催し、参加者がグループに分かれ、ブレインストーミングを利用し、彼らに理想の大学生活とそれを叶える方法を考えてもらいました。大阪府立大学の学生団体の代表者にもご協力いただき、活発な議論が行われました。また、各グループの発表もそれぞれ個性があり、盛り上がりました。参加者の皆さんの今後の学生生活へのヒントが見つければとても嬉しいです。



編集後記

高等教育開発センターニュース「フォーラム」は、一年に三度発行することを計画しております。このため、各ページについて、執筆依頼する場合、締め切りまでの期日が短い場合もあります。そのような編集上の事情もあり、今号のコラムは、センターのスタッフの深野先生が担当しました。法令の中でSDが義務づけられたことについての内容となっています。今後ますます高等教育開発センターの役割が重要となります。

学生FDスタッフの活動についても報告しています。学生FD活動も5年めとなり、活動が広がっています。これからもセンターでは、学生FD活動を支援していきます。(高根)

大阪府立大学 高等教育開発センター センターニュース「フォーラム」

平成28年12月10日発行

発行者 公立大学法人 大阪府立大学
高等教育推進機構 高等教育開発センター
〒599-8531 大阪府堺市中区学園町1-1
<http://www.fd-center.osakafu-u.ac.jp/>
印刷所 くすの木印刷
〒586-0081 大阪府河内長野市緑ヶ丘北町25-21

<編集委員> 新井 隆景(副センター長) 小泉 望 小島 篤博 高根 雅啓 高橋 哲也 谷口 栄一 塚本 民雄 畑野 快 林 利治
深野 政之(主任) 星野 聡孝(センター長) 水鳥 能伸 森岡 次郎 山崎 正純
<事務担当> 岩上 由紀 長尾智香子 藤岡 真弓